

別紙4

在宅福祉サービスセンター事業の自宅以外での 家事援助サービスに関する申し合わせ

1 目的

在宅福祉サービスセンター事業における家事援助サービスは、炊事・洗濯・掃除などの日常生活の援助を行い、住み慣れたご自宅での自立した生活をサポートするサービスである。

自宅以外に必要なサービスが必要な際に、やむを得ない事情により、家族等の援助が受けられない方を対象に、条件を書きのおり取り決め、在宅福祉の向上に寄与するものとする。

2 対象となる方

利用会員として登録している方であって、自宅以外（入院・ショートステイ先等）でのサービスを希望する際に、家族等の援助が受けられない方

3 サービスを認める場合の条件

原則、協力会員によるサービスは、自宅において自立した生活を支援するために行うものであって、自宅以外でサービスを希望する場合には、この役割が薄らいでしまう。よって、家族等の援助をやむを得ない事情により利用できない場合であって、かつ下記の事項に該当する際にサービスを認めるものとする。

- (1) 利用者がひとり暮らしで、近隣に家族等が暮していない場合
 - (2) 利用者が高齢者のみの世帯で、近隣に家族等が暮していない場合
 - (3) 利用者の家族等が障がいや疾病等の理由により、援助を受けることが困難な場合
 - (4) 家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまう恐れがある場合
 - (5) その他、前述までの観点から考えて、適当と判断できる事項が想定される場合
- ※ 上記の項目に関して、担当ケアマネジャーまたはコーディネーターが家族等の状況を勘案し、意見書を付することとする。

4 緊急の場合の措置

利用会員及び協力会員からの事前申し出がない場合であって、緊急にサービスが必要となる場合には、判明した時点でコーディネーターへの報告を行うものとする。

5 適用する時期

この申し合わせは、平成22年3月8日から発効する。